6.損 益計算書

	科目	平 成 13 年 度		平 成 12 年 度	
	17 11	ー		(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)	
		金額	百分比	金額	百分比
経	経 保保 (等) (等) (等) (等) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特	3,118,545 百万円 2,277,683 2,276,369 1,313 477,139 364,030 419 177,562 148,471	100.0	3,252,679 百万円 2,295,029 2,294,293 735 502,460 404,272 825 191,311 170,799 34,477	100.0
常	(全益益益益益益金金額額 型の 世報 要 戻 見息 売償差用常扱 要 戻 見息 売償差用常扱 要 戻 配証替他 約 据 備 引 他 特金 準 付 で 毎 6 年 保 責 過 で 毎 6 年 保 責 過	31,487 6,089 112,038 0 573 495 363,723 2,257 191,990 148,231 19,076		34,477 6,857 96,684 853 651 455,189 2,484 196,800 229,853 25,031	
損	その他の経費 収益 経費 事 収益 日 経保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保 財 原戻戻保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保 財 資子 財 日 日 日 日 日 基 日 日 日 基 日 日 <th>2,167 3,096,135 2,134,915 631,318 139,416 470,840 626,675 265,976 688 15,531</th> <th>99.3</th> <th>1,020 3,072,453 2,319,997 674,101 119,902 545,560 653,645 326,055 731</th> <th>94.5</th>	2,167 3,096,135 2,134,915 631,318 139,416 470,840 626,675 265,976 688 15,531	99.3	1,020 3,072,453 2,319,997 674,101 119,902 545,560 653,645 326,055 731	94.5
益の	を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	14,280 1,250 404,971 783 4,957 2,096 85,950 220,839 13,209 6,575		19,804 2,238 152,817 1,586 11,393 45,926 15,219 19,302	
部	貸賃を で	12 9,399 9,607 51,538 297,807 242,909 201,329 18,039 19,795 3,745		4,647 9,308 20,562 24,870 306,729 270,867 232,834 18,219 19,663	
————— 特 別	経 常 利 特 別 利 利 分 分 持定債務者支援引当金戻入額額 価格変動準備金戻入額額 貸倒引当金戻入額	22,409 38,403 13,675 4,362 20,366	0.7 1.2	180,226 10,523 5,552 4,971	5.5 0.3
遺益の	特 所 所 一 情 を で で で で で で で で で で で で で	53,296 33,578 0 4,914 246	1.7	47,157 27,142 0 5,436 123	1.4
部	社会厚生事業増進助成金 退職給付会計基準変更時差異処理額 税 引 前 当 期 剰 余法人 税 及 び 住 民 税法人 税 等 調 整 額	240 804 13.751 7,517 15,270 22,073	0.2 0.5	702 13.751 143,591 35,466 10,363	4.4 1.1
	当期 類 衆 余余 金	14,320 29,186 5,425 188 804 39.074	0.5	118,488 32,714 16,985 347 702 135,267	3.6

平成 13 年度

1.有価証券の評価基準および評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の2第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

3.不動産及び動産の減価償却の方法

不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。

4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

その他の資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

5.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、 決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式 及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しておりま す。

6.引当金等の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

平成 12 年度

1.有価証券の評価基準および評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第13項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の2第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

리 수

3.不動産及び動産の減価償却の方法

同 左

4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

同左

5.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

同 左

6.引当金等の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。

平成 13 年度

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っておりま す。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等 については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可 能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額 から直接減額しており、その金額は23,130百万円であります。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」 平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(3)債権売却損失引当金

債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、㈱共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。

(4)偶発損失引当金

偶発損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、債権流動化等に伴い将来発生する可能性のある損失を見積 もり、必要と認められる額を計上しております。

(5)価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

(6)危険準備積立金

危険準備積立金は、保険業法施行規則附則第 11 条第 2 項の規 定により計上しております。

7.ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比較分析によっております。

8.消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

9.責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

標準責任準備金の対象契約については内閣総理大臣が定め る方式(平成8年大蔵省告示第48号)

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純 保険料式

平成 12 年度

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っておりま す

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,453百万円であります。

(2)退職給付引当金

同 左

(3)債権売却損失引当金

同 左

(4)特定債務者支援引当金

特定債務者支援引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引 当金であり、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発 生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上し ております。

(5)価格変動準備金

同 左

(6)危険準備積立金

同左

7.ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。

8.消費税の会計処理

同 左

9.責任準備金の積立方法

同 左

(追加情報)

平 成 13 年 度	平成 12 年度
	(金融商品会計)
	当年度から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基
	準の設定に関する意見書」平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会)
	を適用し、有価証券等の評価の方法、デリバティブ取引の評価の
	方法およびヘッジ会計の評価の方法等を変更しております。この
	結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が 179,782 百万
	円、税引前当期剰余も同額、それぞれ増加しております。
	また、当年度から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る
	会計基準の設定に関する意見書」平成 11 年 1 月 22 日企業会計審
	議会)の適用に伴う保険業法施行規則の改正により損益計算書の
	作成に関して記載方法を変更いたしましたが、その主な内容は次
	のとおりであります。
	(1) 従来、「有価証券償還損益」として表示しておりました公
	社債に係る金利調整差額を「利息及び配当金等収入」に含め
	て計上しております。
	(2)金銭の信託から生じる全ての収益・費用を「金銭の信託運
	用損」といたしました。
	(3) デリバティブ取引に係る収益・費用は「金融派生商品費用」
	といたしました。
	(4)従来、資産運用収益、資産運用費用科目に含まれておりま
	した特別勘定に係る収益・費用を「特別勘定資産運用損」と
	いたしました。
	(外貨建取引等会計処理基準)
	当年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等
	会計処理基準」企業会計審議会 平成 11 年 10 月 22 日)を適用
	しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常
	利益が 1,531 百万円、税引前当期剰余も同額、それぞれ増加して
	おります。
	(退職給付会計)
	当年度から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準
	の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会)を
	適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、
	経常利益が 22,579 百万円、税引前当期剰余が 8,828 百万円、そ
	れぞれ増加しております。
	また、当年度より、従来の退職給与引当金および退職年金引当
	金は、退職給付引当金に含めて計上しております。

貸借対照表関係)

平成13年度(平成14年3月31日現在)

- 1 .不動産及び動産の減価償却累計額は、339,697百万円であります。
- 2.保険業法第 118 条の規定による特別勘定の資産の額は、 832,165 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

- 3 . 保険業法第 55 条第 2 項第 6 号に規定する純資産の額は、 332、323 百万円であります。
- 4 .子会社に対する金銭債権の総額は、20,094百万円、金銭 債務の総額は、1,613百万円であります。
- 5 . 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
- 6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高 486,477 百万円 前年度剰余金よりの繰入額 79,404 百万円 当年度社員配当金支払額 129,045 百万円 利息による増加 1,250 百万円 当年度末現在高 438,087 百万円

7 . 外貨建資産の額は、1,725,304 百万円であります。 (主な外貨額 8,219 百万米ドル、3,989 百万ユーロ) 外貨建負債の額は、2,528 百万円であります。

(主な外貨額 12百万米ドル)

- 8.基金の償却額は20,000百万円であります。
- 9.担保に供されている資産は、51,019百万円であります。
- 10.貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、29,018百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は1,251百万円、延滞債権額は16,484百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破 綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを 目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であ ります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,282百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延

平成12年度(平成13年3月31日現在)

- 1.不動産及び動産の減価償却累計額は、327,113百万円であります。
- 2. 保険業法第 118 条の規定による特別勘定の資産の額は、 1,068,990 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

- 3.保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、 471,267百万円であります。
- 4 . 子会社に対する金銭債権の総額は、23,103 百万円、金銭 債務の総額は、1,541 百万円であります。
- 5 .貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
- 6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高 525,390 百万円 前年度剰余金よりの繰入額 120,752 百万円 当年度社員配当金支払額 161,903 百万円 利息による増加 2,238 百万円 当年度末現在高 486,477 百万円

7 . 外貨建資産の額は、1,070,696 百万円であります。 (主な外貨額 4,030 百万ユーロ、3,550 百万米ドル) 外貨建負債の額は、2,793 百万円であります。

(主な外貨額 20百万米ドル)

- 8. 保険業法第60条の規定により基金を40,000百万円新た に募集いたしました。
- 9.基金の償却額は20,000百万円であります。
- 10.担保に供されている資産は、62,868百万円であります。
- 1 1.貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、42,684百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は3,136百万円、延滞債権額は16,957百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイから ホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は22,589百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延

平成13年度(平成14年3月31日現在)

滞債権に該当しない貸付金であります。

直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は 15,395 百万円、延滞債権額は 7,734 百万円であります。

- 1 1 . 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保 付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額 は、605,825百万円であります。
- 1 2 . 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行 残高は、65,408 百万円であります。
- 13.金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は10,604百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理して おります。

1 4 .保険業法第 259 条の規定に基づく保険契約者保護機構に 対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 36,503 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

- 15. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	281,852百万円
口. 年金資産	112,383百万円
八. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	169,469百万円
二 . 会計基準変更時差異の未処理額	41,254百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	8,631百万円
へ. 未認識過去勤務債務	1,844百万円
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+^)	
	121,427百万円
チ. 前払年金費用	22,284百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

リ. 退職給付引当金

- , ~	- 140 MA 13 13 13 13 15 A1 31 - MC	
イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
□.	割引率	3.0%
八.	期待運用収益率	3.0%
\equiv .	会計基準変更時差異の処理年数	5年
亦 .	数理計算上の差異の処理年数	10年
Λ.	過去勤務債務の額の処理年数	10 年

143.711百万円

16.繰延税金資産の総額は、280,910百万円、繰延税金負債の総額は、199,862百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金99,790百万円、有価証券評価損74,231百万円、退職給付引当金40,662百万円、価格変動準備金25,208百万円および貸倒引当金16,505百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価 差額 190,476 百万円であります。

当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税

平成12年度(平成13年3月31日現在)

滞債権に該当しない貸付金であります。

直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は 11,749 百万円、延滞債権額は 16,703 百万円であります。

- 12.消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を除く)は、従来「貸付有価証券」に計上しておりましたが、当年度より有価証券の種類毎に計上しております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、809,429百万円であります。
- 13.貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行 残高は、10,272百万円であります。
- 14.金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法 律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が 承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における 当社の今後の負担見積額は12,291百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理して おります。

15.保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に 対する当年度末における当社の今後の負担見積額は40,547 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理して おります。

- 16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)退職給付債務およびその内訳

<u>万円</u>
万円
万円
万円
万円

ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+^)

126,751百万円

チ. 前払年金費用12,957百万円リ. 退職給付引当金139,709百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準口. 割引率3.0%八. 期待運用収益率3.0%二. 会計基準変更時差異の処理年数5年ホ. 数理計算上の差異の処理年数10年へ. 過去勤務債務の額の処理年数10年

17. 繰延税金資産の総額は、249,537百万円、繰延税金負債の総額は、273,611百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 103,209 百万円、退職給付引当金 40,635 百万円、価格変動準 備金 32,571 百万円、有価証券評価損 30,403 百万円および貸 倒引当金 19,258 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価 差額 270,451 百万円であります。

当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税

平成13年度(平成14年3月31日現在)

率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.38%(税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。) との間の差異は、軽微であります。

17. 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 48,567 百万円

18.子会社の株式等は、133,738百万円であります。

平成12年度(平成13年3月31日現在)

率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.11%(税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。) との間の差異は、軽微であります。

18.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,434 百万円

19.子会社の株式等は、145,392百万円であります。

(損益計算書関係)

平成13年度

(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

- 1 .子会社との取引による収益の総額は、7,311 百万円、費用 の総額は、18,143 百万円であります。
- 2.有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券8,269百万円、株式等46,538百万円、外国証券57,106百万円であります。有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,237百万円、株式等81,474百万円であります。

有価証券評価損の内訳は、国債等債券 162 百万円、株式 等 220,584 百万円、外国証券 92 百万円であります。

- 3.「売買目的有価証券運用損」の主な内訳は、売却損 481 百万円、金融派生商品費用 1,614 百万円であります。
- 4.「金銭の信託運用損」には、評価損が 1,047 百万円含まれております。
- 5.「金融派生商品費用」には、評価益が 3,359 百万円含まれております。
- 6.退職給付費用の総額は、29,327百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

イ.	勤務費用	8,900百万円
□.	利息費用	8,618百万円
八.	期待運用収益	3,165百万円
= .	会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円
亦 .	数理計算上の差異の費用処理額	1,002百万円
^ .	過去勤務債務の費用処理額	223 百万円
ト.	その他	443 百万円

平成12年度

(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)

- 1 . 子会社との取引による収益の総額は、5,860 百万円、費用の総額は、15,359 百万円であります。
- 2 . 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 1,754 百万円、 株式等 87,313 百万円、外国証券 6,252 百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 7,097 百万円、 株式等 24,292 百万円、外国証券 14,500 百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 14,736 百万円、外 国証券 483 百万円であります。
- 3.「金銭の信託運用損」には、評価益が 1,159 百万円含まれております。
- 4.「金融派生商品費用」には、評価損が 7,400 百万円含まれております。
- 5. 退職給付費用の総額は、28,809百万円であります。なお、 その内訳は以下のとおりです。

イ.勤務費用8,820百万円ロ.利息費用8,862百万円ハ.期待運用収益2,851百万円こ.会計基準変更時差異の費用処理額13,751百万円ホ.数理計算上の差異の費用処理額394百万円へ.過去勤務債務の費用処理額167百万円